

環水土発第 040130001 号
平成 16 年 1 月 30 日

都道府県 土壤環境保全担当部局(局)長 殿
政令市

環境省環境管理局
水環境部土壤環境課長

地方公共団体が助成を行った場合に指定支援法人から助成金が交付されることとなる者に係る負担能力に関する基準について

「土壤汚染対策法の施行について」(平成 15 年 2 月 4 日付け環水土第 20 号。環境省環境管理局水環境部長通知。)において、地方公共団体が助成を行った場合に指定支援法人から助成金が交付されることとなるのは、土壤汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)第 7 条第 1 項の規定による措置命令を受けた者であって、汚染原因者でなく、かつ、負担能力に関する一定の基準に適合するものである旨通知したところである。

ここでの負担能力に関する一定の基準については、土壤汚染対策法施行令(平成 14 年政令第 336 号)第 8 条第 1 項において環境大臣が定めることとされているが、今般、当該規定に基づき負担能力に関する基準を「負担能力に関する基準」(平成 16 年 1 月環境省告示第 4 号。以下「告示」という。)として定めたので通知する。

なお、指定支援法人の行う助成事業の実施要領については、環境省との協議を経た上、指定支援法人である(財)日本環境協会から別途通知される予定である。

記

第一 総論

本年 2 月に施行された土壤汚染対策法(以下「法」という。)においては、土地に着目し、一定の契機をとらえて土地の所有者等に当該土地の土壤汚染状況調査を義務づけ、この結果、基準を超過した土壤が存在することが判明した場合には、指定区域として指定され、この指定区域においては、必要に応じて汚染の除去等の措置が行われることとなっている。

この汚染の除去等の措置は、汚染原因者が明らかな場合にはその土壤汚染の原因となる行為を実施した汚染原因者が講じることが原則であるが、汚染原因者が不明等の場合であって、その土壤汚染により周辺住民の健康への被害が生ずるおそれがあるときは、土地の状態につき責任を有する土地の所有者等が命ぜられる場合がある。

この土地の所有者は、土地の状態に責任を有するとはいえ、汚染の原因とは全く無関係である一方、その土地の上で暮らすこと等により汚染土壤の直接摂取による健康被害を被

るおそれがあり、土壌汚染の被害者ともいいうることから、その者の負担能力が低い場合には一定の助成を行い、措置の円滑な実施を図ることが適切である。

第二 基準の考え方

その者が汚染の除去等の措置に要する費用を負担する能力があるかどうかについては、その費用がどの程度であるかに大きく関わってくる。したがって、汚染の除去等の措置に要する費用との関係で、負担能力の有無を決めることとした。なお、その際には、個人又は法人が、通常的生活又は事業を続けることができることを前提としている。

(1) 個人(個人事業者を除く。)

a. 告示の規定

土壌汚染対策法施行令第八条第一項の環境大臣が定める負担能力に関する基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者であることとする。

一 個人(事業を行う個人を除く。) 次のいずれかに該当する者

イ 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号。以下「法」という。)第21条第1号の助成金(以下「助成金」という。)の交付を受けようとする年の前年の所得の額(退職所得の金額、一時所得の金額等継続的でない所得の金額がある場合等その額をその者の継続的所得金額とすることが著しく不相当である場合においては、直前3年の所得の額の平均額。以下同じ。)が2000万円未満である者

ロ 助成金の交付を受けようとする年の前年の所得の額が、その者が法第7条第1項の規定により命ぜられた汚染の除去等の措置に要する費用に3分の2を乗じた額に2000万円を加えた額未満である者

ハ 助成金の交付を受けようとする年の前年の所得の額が、その者が法第7条第1項の規定により命ぜられた汚染の除去等の措置に要する費用に2を乗じた額未満である者

b. 告示の考え方

市街地においては、工場・事業場が転売された場合にはマンション等の共同住宅が建設されることが多いことから、マンション等の共同住宅に居住している者が、汚染原因者が不明の場合に、汚染の除去等の措置を命じられる可能性が高い。したがって、このマンション等の共同住宅の敷地の1世帯当たり平均所有面積を、平均的な対策の中では比較的費用の高い方法により汚染の除去等の措置を講じると仮定して、まず、負担能力に関する基準を定める基礎となる汚染の除去等に要する費用を算定した(約1200万円)。

ここで、「平均的な対策の中では比較的費用の高い方法」を用いているのは、仮に費用の比較的安い対策で基準を定めた場合、汚染の状況、土地の利用形態等により、やむを得ず、比較的費用の高い方法を用いざるを得なくなった土地の所有者等が助成を受けることができなくなることを避けるためである。

通常の生活を続けつつ、3年間で、家計における貯蓄額と所得のうち消費支出等を差し引いた貯蓄に回すことができる額により、この費用の額を捻出すると仮定した場合に必要な所得を算定した(約2500万円)。

つまり、平均的な状況を仮定した場合に約2500万円の所得が必要となるため、所得が約2500万円未満の者に対しては助成が必要であると考えられる。また、所得が2500万円以上であっても、汚染の除去等に要する費用が所得の概ね2倍(2500万円/1200万円)以上となる場合は、相当の負担となることが予想される。このため、所得が2500万円を超える者についても、一定の場合には助成をする必要がある。

したがって、所得2500万円を中心とし、負担能力に関する基準を3つに分類することとした。

助成金の交付を受けようとする年の前年の所得の額が2000万円未満である者については、全員助成の対象とする。(告示第1号イ)

助成金の交付を受けようとする年の前年の所得の額が2000万円を超え3000万円未満の者については、その所得の額が、その者が法第7条第1項の規定により命ぜられた汚染の除去等の措置に要する費用に3分の2を乗じた額に2000万円を加えた額未満である場合は助成の対象とする。(告示第1号ロ)

助成金の交付を受けようとする年の前年の所得の額が3000万円を超える者については、その所得の額が、その者が法第7条第1項の規定により命ぜられた汚染の除去等の措置に要する費用に2を乗じた額未満である場合は助成の対象とする。(告示第1号ハ)

なお、いずれの場合も、「所得」の額は、所得税法(昭和40年法律第33号)第2編第2章第1節から第3節までの例に準じて算出することとし、所得税法第22条第1項の課税標準の額に当たるものとする。

また、退職所得の金額、一時所得の金額等継続的でない所得の金額がある場合等その額をその者の継続的所得金額とすることが著しく不相当である場合においては、「所得」は直前3年の所得の額の平均額とすることとした。

ここで「退職所得」、「一時所得」とは所得税法にいう退職所得、一時所得をいい、「継続的でない所得」とは退職所得、一時所得の他雑所得、譲渡所得及び山林所得をいい、「雑所得」、「譲渡所得」、「山林所得」とはそれぞれ所得税法にいう雑所得、譲渡所得及び山林所得をいう。

「その額をその者の継続的所得金額とすることが著しく不相当である場合」とは退職所得、一時所得の他雑所得、譲渡所得、山林所得がある場合の他転職等により所得の態様に変更があった場合が該当する。

所得の額については、源泉徴収票又は確定申告書の写しにより確認することができる。

(2) 事業者

a. 告示の規定

土壤汚染対策法施行令第八条第一項の環境大臣が定める負担能力に関する基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者であることとする。

二 事業を行う個人及び法人 助成金の交付を受けようとする事業年度の前事業年度の自己資本、正味財産又は元入金の額が三億円未満である者

b . 告示の考え方

平均的な汚染の程度である、平均深度5 mで2000 m²の汚染されている土地について、平均的な対策の中では比較的費用の高い方法により汚染の除去等の措置を講じると仮定して、まず、負担能力に関する基準を定める基礎となる汚染の除去等に要する費用を算定した(約3億円)。

この費用を捻出するとした場合、その時点で事業者自らの意志で処分できる金銭が3億円あればよいと考えられることから、助成金の交付を受けようとする事業年度の前事業年度の自己資本、正味財産又は元入金の額が3億円未満である者を助成の対象とすることとした。(告示第2号)

ここで、「自己資本の額」とは営利事業法人の貸借対照表の資本の部に記載されている額をいい、「正味財産の額」とは非営利法人の貸借対照表の正味財産の部に記載されている額をいい、「元入金」とは営利個人事業者の貸借対照表の資本の部に記載されている額をいう。